

○農林水産省告示第五百四十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第四百四十四条第一項の規定に基づき、令和七年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和八年産のさとうきびに係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年四月四日

農林水産大臣 江藤 拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,090円 2,780円 2,470円 2,160円 1,850円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 うち免税対象農業者に係るもの 3,160円 2,840円 2,530円 2,210円 1,900円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,190円 3,770円 3,350円 2,930円 2,510円)	北海道の区域
	3 類	2,520円 2,270円 2,020円 1,760円 1,510円	北海道の区域
	4 類	1,730円 1,560円 1,380円 1,210円 1,040円	北海道の区域
	5 類	5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円	北海道の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,090円 2,780円 2,470円 2,160円 1,850円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 うち免税対象農業者に係るもの 3,160円 2,840円 2,530円 2,210円 1,900円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,190円 3,770円 3,350円 2,930円 2,510円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,520円 2,270円 2,020円 1,760円 1,510円	北海道の区域
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,730円 1,560円 1,380円 1,210円 1,040円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円	北海道の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,520円 2,270円 2,020円 1,760円 1,510円	北海道の区域
	小 豆	3,480円 3,130円 2,780円 2,440円 2,090円	北海道の区域

都道府県名	北海道											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
いんげん	1 類	3,180円	2,860円	2,540円	2,230円	1,910円					北海道の区域	
	2 類	3,520円	3,170円	2,820円	2,460円	2,110円					北海道の区域	
	3 類	6,050円	5,450円	4,840円	4,240円	3,630円					北海道の区域	
	4 類	6,100円	5,490円	4,880円	4,270円	3,660円					北海道の区域	
	5 類	手亡類の品種のいんげん又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できないいんげん 3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 金時類及びうずら類の品種のいんげん 3,520円 3,170円 2,820円 2,460円 2,110円 大福類及びとら豆類の品種のいんげん 6,050円 5,450円 4,840円 4,240円 3,630円 べにばないんげんの品種のいんげん 6,100円 5,490円 4,880円 4,270円 3,660円										北海道の区域
てん菜	1 類	基準糖度が16.6度である組合員等										北海道の区域
	2 類	11,940円	10,750円	9,550円	8,360円	7,160円						
	3 類	(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 17,010円 15,310円 13,610円 11,940円 10,750円 9,550円 8,360円 7,160円 うち免税対象農業者に係るもの 17,230円 15,510円 13,780円 12,060円 11,940円 10,750円 9,550円 8,360円 7,160円) 基準糖度が16.6度満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が16.6度を超える組合員等 別 記 2										

都道府県名	北海道		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	1 類	1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,310円 4,780円 4,250円 3,720円 3,190円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,500円 4,950円 4,400円 3,850円 3,300円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円)	北海道の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,310円 4,780円 4,250円 3,720円 3,190円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 5,500円 4,950円 4,400円 3,850円 3,300円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円) 秋そば 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,090円 4,580円 4,070円 3,560円 3,050円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 5,280円 4,750円 4,220円 3,700円 3,170円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円)	北海道の区域
たまねぎ		57,580円 51,820円 46,060円 40,310円 34,550円	北海道の区域
ホップ		2,550円 2,300円 2,040円 1,790円 1,530円	北海道の区域

別記 1 :

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度下回るごとに、11,940円から70円を差し引いて得た額（以下「別記1の最高額」という。）及び別記1の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者であって、栽培するてん菜の基準糖度が7.0度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
（課税対象農業者の場合）

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度下回るごとに、17,010円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記1の最高額を超える金額

（免税対象農業者の場合）

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度下回るごとに、17,230円から130円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記1の最高額を超える金額

別記 2 :

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度上回るごとに、11,940円に70円を加えて得た額（以下「別記2の最高額」という。）及び別記2の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
（課税対象農業者の場合）

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度上回るごとに、17,010円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記2の最高額を超える金額

（免税対象農業者の場合）

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が16.6度を0.1度上回るごとに、17,230円に130円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記2の最高額を超える金額

備考 :

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
3. この表において「単位当たり」とは、次の各号に掲げる共済目的の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 大豆、小豆、いんげん及びそば 10キログラム当たり
 - (2) てん菜及びたまねぎ 1,000キログラム当たり
 - (3) ホップ 1キログラム当たり
4. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するてん菜につき、平成30年産から令和6年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	青森県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円 うち免税対象農業者に係るもの 3,070円 2,760円 2,460円 2,150円 1,840円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,150円 3,740円 3,320円 2,910円 2,490円)	青森県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円 うち免税対象農業者に係るもの 3,070円 2,760円 2,460円 2,150円 1,840円 1,440円 1,300円 1,150円 1,010円 860円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,150円 3,740円 3,320円 2,910円 2,490円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,650円 2,390円 2,120円 1,860円 1,590円	青森県の区域
ホップ		2,550円 2,300円 2,040円 1,790円 1,530円	青森県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岩手県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 3,060円 2,750円 2,450円 2,140円 1,840円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円)	岩手県の区域
	3 類	3,820円 3,440円 3,060円 2,670円 2,290円	岩手県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 3,060円 2,750円 2,450円 2,140円 1,840円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,820円 3,440円 3,060円 2,670円 2,290円	岩手県の区域
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,730円 1,560円 1,380円 1,210円 1,040円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 4,190円 3,770円 3,350円 2,930円 2,510円	岩手県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,820円 3,440円 3,060円 2,670円 2,290円	岩手県の区域

都道府県名	岩手県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	2 類	1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円)	岩手県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円) 秋そば 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円)	岩手県の区域
ホップ		2,550円 2,300円 2,040円 1,790円 1,530円	岩手県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

3. この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮城県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,040円 2,740円 2,430円 2,130円 1,820円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 3,110円 2,800円 2,490円 2,180円 1,870円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,130円 4,620円 4,100円 3,590円 3,080円)	宮城県の区域
	3 類	6,560円 5,900円 5,250円 4,590円 3,940円	宮城県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,040円 2,740円 2,430円 2,130円 1,820円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 3,110円 2,800円 2,490円 2,180円 1,870円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,130円 4,620円 4,100円 3,590円 3,080円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,560円 5,900円 5,250円 4,590円 3,940円	宮城県の区域
	8 類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用の用途である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその用途ごとの収穫量が明確に区分できない大豆 1,730円 1,560円 1,380円 1,210円 1,040円 未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆 5,320円 4,790円 4,260円 3,720円 3,190円	宮城県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,560円 5,900円 5,250円 4,590円 3,940円	宮城県の区域

都道府県名	宮城県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	1 類	1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円)	宮城県の区域
	2 類	1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円)	宮城県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円) 秋そば 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円 うち免税対象農業者に係るもの 5,610円 5,050円 4,490円 3,930円 3,370円 1,710円 1,540円 1,370円 1,200円 1,030円)	宮城県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

3. この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	秋田県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,350円 1,220円 1,080円 950円 810円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円 1,350円 1,220円 1,080円 950円 810円 うち免税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,350円 1,220円 1,080円 950円 810円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,260円 3,830円 3,410円 2,980円 2,560円)	秋田県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,350円 1,220円 1,080円 950円 810円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円 1,350円 1,220円 1,080円 950円 810円 うち免税対象農業者に係るもの 2,920円 2,630円 2,340円 2,040円 1,750円 1,350円 1,220円 1,080円 950円 810円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,260円 3,830円 3,410円 2,980円 2,560円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	秋田県の区域
ホップ		2,550円 2,300円 2,040円 1,790円 1,530円	秋田県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山形県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,910円 2,620円 2,330円 2,040円 1,750円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,950円 4,460円 3,960円 3,470円 2,970円)	山形県の区域
	3 類	2,570円 2,310円 2,060円 1,800円 1,540円	山形県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,910円 2,620円 2,330円 2,040円 1,750円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,950円 4,460円 3,960円 3,470円 2,970円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,570円 2,310円 2,060円 1,800円 1,540円	山形県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,570円 2,310円 2,060円 1,800円 1,540円	山形県の区域

都道府県名	山形県											左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										
そ ば	2 類	1,750円	1,580円	1,400円	1,230円	1,050円						山形県の区域
		(対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,460円 4,910円 4,370円 3,820円 3,280円 1,750円 1,580円 1,400円 1,230円 1,050円 うち免税対象農業者に係るもの 5,650円 5,090円 4,520円 3,960円 3,390円 1,750円 1,580円 1,400円 1,230円 1,050円)										
	3 類 4 類	夏そば 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円) 秋そば 1,750円 1,580円 1,400円 1,230円 1,050円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,460円 4,910円 4,370円 3,820円 3,280円 1,750円 1,580円 1,400円 1,230円 1,050円 うち免税対象農業者に係るもの 5,650円 5,090円 4,520円 3,960円 3,390円 1,750円 1,580円 1,400円 1,230円 1,050円)										山形県の区域
ホップ		2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円						山形県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福島県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,290円 4,760円 4,230円 3,700円 3,170円)	福島県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,290円 4,760円 4,230円 3,700円 3,170円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	福島県の区域

都道府県名	福島県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	2 類	1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,230円 4,710円 4,180円 3,660円 3,140円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 うち免税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円)	福島県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円)	福島県の区域
		秋そば 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,230円 4,710円 4,180円 3,660円 3,140円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 うち免税対象農業者に係るもの 5,420円 4,880円 4,340円 3,790円 3,250円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円)	

- 備考：
- 1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
 - 2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
 - 3. この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	茨城県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,730円 5,160円 4,580円 4,010円 3,440円)	茨城県の区域
	3 類	2,380円 2,140円 1,900円 1,670円 1,430円	茨城県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,400円 1,260円 1,120円 980円 840円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,730円 5,160円 4,580円 4,010円 3,440円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,380円 2,140円 1,900円 1,670円 1,430円	茨城県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,380円 2,140円 1,900円 1,670円 1,430円	茨城県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	栃木県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,940円 2,650円 2,350円 2,060円 1,760円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 3,010円 2,710円 2,410円 2,110円 1,810円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,900円 5,310円 4,720円 4,130円 3,540円)	栃木県の区域
	3 類	8,040円 7,240円 6,430円 5,630円 4,820円	栃木県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,940円 2,650円 2,350円 2,060円 1,760円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 3,010円 2,710円 2,410円 2,110円 1,810円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,900円 5,310円 4,720円 4,130円 3,540円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 8,040円 7,240円 6,430円 5,630円 4,820円	栃木県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 8,040円 7,240円 6,430円 5,630円 4,820円	栃木県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	群馬県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,810円 2,530円 2,250円 1,970円 1,690円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円 うち免税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円)										群馬県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,810円 2,530円 2,250円 1,970円 1,690円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円 うち免税対象農業者に係るもの 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,260円 1,130円 1,010円 880円 760円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,300円 4,770円 4,240円 3,710円 3,180円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										群馬県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	埼玉県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,690円 4,220円 3,750円 3,280円 2,810円)	埼玉県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,690円 4,220円 3,750円 3,280円 2,810円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	埼玉県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	千葉県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 6,430円 5,790円 5,140円 4,500円 3,860円)										千葉県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 6,430円 5,790円 5,140円 4,500円 3,860円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										千葉県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	東京都											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円	1,040円	930円	810円	700円						東京都の区域
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円)											
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円						東京都の区域				
小 豆		3,480円	3,130円	2,780円	2,440円	2,090円						東京都の区域

都道府県名	東京都						
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					左に掲げる金額が適用となる地域
いんげん	1 類	3,180円	2,860円	2,540円	2,230円	1,910円	東京都の区域
	2 類	3,520円	3,170円	2,820円	2,460円	2,110円	東京都の区域
	3 類	6,050円	5,450円	4,840円	4,240円	3,630円	東京都の区域
	4 類	6,100円	5,490円	4,880円	4,270円	3,660円	東京都の区域
	5 類	手亡類の品種のいんげん又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に掲げる者が全相殺方式を選択する場合において同号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できないいんげん 3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 金時類及びうずら類の品種のいんげん 3,520円 3,170円 2,820円 2,460円 2,110円 大福類及びとら豆類の品種のいんげん 6,050円 5,450円 4,840円 4,240円 3,630円 べにばないんげんの品種のいんげん 6,100円 5,490円 4,880円 4,270円 3,660円					東京都の区域

- 備考：
- 1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
 - 2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
 - 3. この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	神奈川県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,570円 3,210円 2,860円 2,500円 2,140円)										神奈川県 の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,570円 3,210円 2,860円 2,500円 2,140円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										神奈川県 の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	新潟県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 うち免税対象農業者に係るもの 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,820円 3,440円 3,060円 2,670円 2,290円)	新潟県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 うち免税対象農業者に係るもの 2,970円 2,670円 2,380円 2,080円 1,780円 1,450円 1,310円 1,160円 1,020円 870円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,820円 3,440円 3,060円 2,670円 2,290円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	新潟県の区域

都道府県名	新潟県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	2 類	1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,510円 4,960円 4,410円 3,860円 3,310円 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 うち免税対象農業者に係るもの 5,700円 5,130円 4,560円 3,990円 3,420円 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円)	新潟県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円) 秋そば 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,510円 4,960円 4,410円 3,860円 3,310円 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円 うち免税対象農業者に係るもの 5,700円 5,130円 4,560円 3,990円 3,420円 1,800円 1,620円 1,440円 1,260円 1,080円)	新潟県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

3. この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	富山県		
共済目的の 種類	農業保険法第153条第 1項の農林水産大臣が 定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用 となる地域
大 豆	1 類	1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,030円 2,730円 2,420円 2,120円 1,820円 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円 うち免税対象農業者に係るもの 3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,000円 4,500円 4,000円 3,500円 3,000円)	富山県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,030円 2,730円 2,420円 2,120円 1,820円 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円 うち免税対象農業者に係るもの 3,100円 2,790円 2,480円 2,170円 1,860円 1,610円 1,450円 1,290円 1,130円 970円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,000円 4,500円 4,000円 3,500円 3,000円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	富山県の区域

都道府県名	富山県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	2 類	1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,090円 4,580円 4,070円 3,560円 3,050円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 5,280円 4,750円 4,220円 3,700円 3,170円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円)	富山県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円) 秋そば 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,090円 4,580円 4,070円 3,560円 3,050円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 5,280円 4,750円 4,220円 3,700円 3,170円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円)	富山県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

3. この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	石川県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,020円 3,620円 3,220円 2,810円 2,410円 ）										石川県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,390円 1,250円 1,110円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,020円 3,620円 3,220円 2,810円 2,410円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										石川県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福井県		
共済目的の 種類	農業保険法第153条第 1項の農林水産大臣が 定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用 となる地域
大 豆	1 類	1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円)	福井県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	福井県の区域

都道府県名	福井県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	1 類	2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 6,050円 5,450円 4,840円 4,240円 3,630円 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円 うち免税対象農業者に係るもの 6,240円 5,620円 4,990円 4,370円 3,740円 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円)	福井県の区域
	2 類	1,770円 1,590円 1,420円 1,240円 1,060円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,480円 4,930円 4,380円 3,840円 3,290円 1,770円 1,590円 1,420円 1,240円 1,060円 うち免税対象農業者に係るもの 5,670円 5,100円 4,540円 3,970円 3,400円 1,770円 1,590円 1,420円 1,240円 1,060円)	福井県の区域
	3 類 4 類	夏そば 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 6,050円 5,450円 4,840円 4,240円 3,630円 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円 うち免税対象農業者に係るもの 6,240円 5,620円 4,990円 4,370円 3,740円 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円) 秋そば 1,770円 1,590円 1,420円 1,240円 1,060円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,480円 4,930円 4,380円 3,840円 3,290円 1,770円 1,590円 1,420円 1,240円 1,060円 うち免税対象農業者に係るもの 5,670円 5,100円 4,540円 3,970円 3,400円 1,770円 1,590円 1,420円 1,240円 1,060円)	福井県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山梨県										
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲								左に掲げる金額が適用となる地域	
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,570円 2,310円 2,060円 1,800円 1,540円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円 ）								山梨県の区域	
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,570円 2,310円 2,060円 1,800円 1,540円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円								山梨県の区域	

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長野県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,270円 4,740円 4,220円 3,690円 3,160円)	長野県の区域
	3 類	5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円	長野県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,890円 2,600円 2,310円 2,020円 1,730円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,270円 4,740円 4,220円 3,690円 3,160円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円	長野県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,140円 4,630円 4,110円 3,600円 3,080円	長野県の区域

都道府県名	長野県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	1 類	3,140円 2,830円 2,510円 2,200円 1,880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 6,850円 6,170円 5,480円 4,800円 4,110円 3,140円 2,830円 2,510円 2,200円 1,880円 うち免税対象農業者に係るもの 7,040円 6,340円 5,630円 4,930円 4,220円 3,140円 2,830円 2,510円 2,200円 1,880円)	長野県の区域
	2 類	2,260円 2,030円 1,810円 1,580円 1,360円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,970円 5,370円 4,780円 4,180円 3,580円 2,260円 2,030円 1,810円 1,580円 1,360円 うち免税対象農業者に係るもの 6,160円 5,540円 4,930円 4,310円 3,700円 2,260円 2,030円 1,810円 1,580円 1,360円)	長野県の区域
	3 類 4 類	夏そば 3,140円 2,830円 2,510円 2,200円 1,880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 6,850円 6,170円 5,480円 4,800円 4,110円 3,140円 2,830円 2,510円 2,200円 1,880円 うち免税対象農業者に係るもの 7,040円 6,340円 5,630円 4,930円 4,220円 3,140円 2,830円 2,510円 2,200円 1,880円) 秋そば 2,260円 2,030円 1,810円 1,580円 1,360円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,970円 5,370円 4,780円 4,180円 3,580円 2,260円 2,030円 1,810円 1,580円 1,360円 うち免税対象農業者に係るもの 6,160円 5,540円 4,930円 4,310円 3,700円 2,260円 2,030円 1,810円 1,580円 1,360円)	長野県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岐阜県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,630円	1,470円	1,300円	1,140円	980円						岐阜県の区域
	(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,200円 2,880円 2,560円 2,240円 1,920円 1,630円 1,470円 1,300円 1,140円 980円 うち免税対象農業者に係るもの 3,270円 2,940円 2,620円 2,290円 1,960円 1,630円 1,470円 1,300円 1,140円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円)											
	2 類	8,340円	7,510円	6,670円	5,840円	5,000円						
	3 類	3,540円	3,190円	2,830円	2,480円	2,120円						岐阜県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,630円 1,470円 1,300円 1,140円 980円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,200円 2,880円 2,560円 2,240円 1,920円 1,630円 1,470円 1,300円 1,140円 980円 うち免税対象農業者に係るもの 3,270円 2,940円 2,620円 2,290円 1,960円 1,630円 1,470円 1,300円 1,140円 980円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,340円 7,510円 6,670円 5,840円 5,000円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円										岐阜県の区域
9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,340円 7,510円 6,670円 5,840円 5,000円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円										岐阜県の区域	

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	静岡県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,700円 2,430円 2,160円 1,890円 1,620円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの） 3,530円 3,180円 2,820円 2,470円 2,120円 ）										静岡県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,700円 2,430円 2,160円 1,890円 1,620円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,760円 2,480円 2,210円 1,930円 1,660円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの） 3,530円 3,180円 2,820円 2,470円 2,120円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										静岡県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛知県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,160円 2,840円 2,530円 2,210円 1,900円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 3,220円 2,900円 2,580円 2,250円 1,930円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,100円 3,690円 3,280円 2,870円 2,460円)										愛知県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,160円 2,840円 2,530円 2,210円 1,900円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 うち免税対象農業者に係るもの 3,220円 2,900円 2,580円 2,250円 1,930円 1,600円 1,440円 1,280円 1,120円 960円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,100円 3,690円 3,280円 2,870円 2,460円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										愛知県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	三重県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,560円 4,100円 3,650円 3,190円 2,740円)										三重県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 うち免税対象農業者に係るもの 3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,380円 1,240円 1,100円 970円 830円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,560円 4,100円 3,650円 3,190円 2,740円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										三重県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	滋賀県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 うち免税対象農業者に係るもの 3,200円 2,880円 2,560円 2,240円 1,920円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,250円 4,730円 4,200円 3,680円 3,150円)	滋賀県の区域
	2 類	8,500円 7,650円 6,800円 5,950円 5,100円	滋賀県の区域
	3 類	3,470円 3,120円 2,780円 2,430円 2,080円	滋賀県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 うち免税対象農業者に係るもの 3,200円 2,880円 2,560円 2,240円 1,920円 1,520円 1,370円 1,220円 1,060円 910円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 5,250円 4,730円 4,200円 3,680円 3,150円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,500円 7,650円 6,800円 5,950円 5,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 3,470円 3,120円 2,780円 2,430円 2,080円	滋賀県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 8,500円 7,650円 6,800円 5,950円 5,100円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 3,470円 3,120円 2,780円 2,430円 2,080円	滋賀県の区域
		7,650円 6,890円 6,120円 5,360円 4,590円	滋賀県の区域
小 豆			滋賀県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	京都府		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第2条第4項に規定する対象農業者（同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,810円 2,530円 2,250円 1,970円 1,690円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,720円 3,350円 2,980円 2,600円 2,230円 ）	京都府の区域
	2 類	12,890円 11,600円 10,310円 9,020円 7,730円	京都府の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,810円 2,530円 2,250円 1,970円 1,690円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,720円 3,350円 2,980円 2,600円 2,230円 ） 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 12,890円 11,600円 10,310円 9,020円 7,730円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	京都府の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 12,890円 11,600円 10,310円 9,020円 7,730円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	京都府の区域
小 豆		9,690円 8,720円 7,750円 6,780円 5,810円	京都府の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	大阪府											左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,550円 3,200円 2,840円 2,490円 2,130円)										大阪府の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,550円 3,200円 2,840円 2,490円 2,130円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										大阪府の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

都道府県名	兵庫県	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分											
大豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,770円 2,490円 2,220円 1,940円 1,660円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 7,760円 6,980円 6,210円 5,430円 4,660円)										兵庫県の区域
	2 類	15,700円 14,130円 12,560円 10,990円 9,420円										兵庫県の区域
	3 類	5,230円 4,710円 4,180円 3,660円 3,140円										兵庫県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,770円 2,490円 2,220円 1,940円 1,660円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 7,760円 6,980円 6,210円 5,430円 4,660円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 15,700円 14,130円 12,560円 10,990円 9,420円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,230円 4,710円 4,180円 3,660円 3,140円										兵庫県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 15,700円 14,130円 12,560円 10,990円 9,420円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 5,230円 4,710円 4,180円 3,660円 3,140円										兵庫県の区域

都道府県名	兵庫県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	2 類	2,280円 2,050円 1,820円 1,600円 1,370円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,990円 5,390円 4,790円 4,190円 3,590円 2,280円 2,050円 1,820円 1,600円 1,370円 うち免税対象農業者に係るもの 6,180円 5,560円 4,940円 4,330円 3,710円 2,280円 2,050円 1,820円 1,600円 1,370円)	兵庫県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円) 秋そば 2,280円 2,050円 1,820円 1,600円 1,370円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,990円 5,390円 4,790円 4,190円 3,590円 2,280円 2,050円 1,820円 1,600円 1,370円 うち免税対象農業者に係るもの 6,180円 5,560円 4,940円 4,330円 3,710円 2,280円 2,050円 1,820円 1,600円 1,370円)	兵庫県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

3. この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	奈良県		
共済目的の 種類	農業保険法第153条第 1項の農林水産大臣が 定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用 となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,590円 2,330円 2,070円 1,810円 1,550円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,660円 2,390円 2,130円 1,860円 1,600円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,930円 3,540円 3,140円 2,750円 2,360円)	奈良県の区域
	2 類	11,750円 10,580円 9,400円 8,230円 7,050円	奈良県の区域
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	奈良県の区域
	7 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,590円 2,330円 2,070円 1,810円 1,550円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,660円 2,390円 2,130円 1,860円 1,600円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,930円 3,540円 3,140円 2,750円 2,360円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,750円 10,580円 9,400円 8,230円 7,050円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 11,750円 10,580円 9,400円 8,230円 7,050円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	和歌山県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,560円 2,300円 2,050円 1,790円 1,540円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,630円 2,370円 2,100円 1,840円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,500円 3,150円 2,800円 2,450円 2,100円)										和歌山県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,560円 2,300円 2,050円 1,790円 1,540円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,630円 2,370円 2,100円 1,840円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,500円 3,150円 2,800円 2,450円 2,100円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										和歌山県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鳥取県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,910円 3,520円 3,130円 2,740円 2,350円)	鳥取県の区域
	2 類	5,350円 4,820円 4,280円 3,750円 3,210円	鳥取県の区域
	3 類	5,340円 4,810円 4,270円 3,740円 3,200円	鳥取県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,910円 3,520円 3,130円 2,740円 2,350円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,350円 4,820円 4,280円 3,750円 3,210円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,340円 4,810円 4,270円 3,740円 3,200円	鳥取県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 5,350円 4,820円 4,280円 3,750円 3,210円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 5,340円 4,810円 4,270円 3,740円 3,200円	鳥取県の区域

都道府県名	鳥取県		
共済目的の 種類	農業保険法第153条第 1項の農林水産大臣が 定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用 となる地域
そ ば	2 類	1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,670円 5,100円 4,540円 3,970円 3,400円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円 うち免税対象農業者に係るもの 5,860円 5,270円 4,690円 4,100円 3,520円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円)	鳥取県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円) 秋そば 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,670円 5,100円 4,540円 3,970円 3,400円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円 うち免税対象農業者に係るもの 5,860円 5,270円 4,690円 4,100円 3,520円 1,960円 1,760円 1,570円 1,370円 1,180円)	鳥取県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

3. この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	島根県		
共済目的の 種類	農業保険法第153条第 1項の農林水産大臣が 定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用 となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,190円 3,770円 3,350円 2,930円 2,510円)	島根県の区域
	2 類	10,700円 9,630円 8,560円 7,490円 6,420円	島根県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,190円 3,770円 3,350円 2,930円 2,510円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,700円 9,630円 8,560円 7,490円 6,420円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	島根県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,700円 9,630円 8,560円 7,490円 6,420円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	島根県の区域

都道府県名	島根県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	2 類	3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 7,300円 6,570円 5,840円 5,110円 4,380円 3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円 うち免税対象農業者に係るもの 7,490円 6,740円 5,990円 5,240円 4,490円 3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円)	島根県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円) 秋そば 3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 7,300円 6,570円 5,840円 5,110円 4,380円 3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円 うち免税対象農業者に係るもの 7,490円 6,740円 5,990円 5,240円 4,490円 3,590円 3,230円 2,870円 2,510円 2,150円)	島根県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

3. この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	岡山県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	7 類	131,040円 117,940円 104,830円 91,730円 78,620円	岡山県の区域
	8 類	129,950円 116,960円 103,960円 90,970円 77,970円	岡山県の区域
	10 類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 131,040円 117,940円 104,830円 91,730円 78,620円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 129,950円 116,960円 103,960円 90,970円 77,970円	岡山県の区域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,650円 2,390円 2,120円 1,860円 1,590円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,770円 4,290円 3,820円 3,340円 2,860円)	岡山県の区域
	2 類	9,290円 8,360円 7,430円 6,500円 5,570円	岡山県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,650円 2,390円 2,120円 1,860円 1,590円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,770円 4,290円 3,820円 3,340円 2,860円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 9,290円 8,360円 7,430円 6,500円 5,570円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	岡山県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 9,290円 8,360円 7,430円 6,500円 5,570円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	岡山県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
3. この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	広島県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,770円 2,490円 2,220円 1,940円 1,660円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,720円 3,350円 2,980円 2,600円 2,230円)	広島県の区域
	3 類	6,190円 5,570円 4,950円 4,330円 3,710円	広島県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,770円 2,490円 2,220円 1,940円 1,660円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,840円 2,560円 2,270円 1,990円 1,700円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,720円 3,350円 2,980円 2,600円 2,230円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,190円 5,570円 4,950円 4,330円 3,710円	広島県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 6,190円 5,570円 4,950円 4,330円 3,710円	広島県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	山口県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,110円 2,800円 2,490円 2,180円 1,870円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 うち免税対象農業者に係るもの 3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円)	山口県の区域
	3 類	2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	山口県の区域
	6 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	山口県の区域
	7 類	1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,110円 2,800円 2,490円 2,180円 1,870円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 うち免税対象農業者に係るもの 3,180円 2,860円 2,540円 2,230円 1,910円 1,540円 1,390円 1,230円 1,080円 920円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,550円 4,100円 3,640円 3,190円 2,730円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	山口県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	徳島県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,800円 2,520円 2,240円 1,960円 1,680円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,530円 3,180円 2,820円 2,470円 2,120円)	徳島県の区域
	2 類	4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円	徳島県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,800円 2,520円 2,240円 1,960円 1,680円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,530円 3,180円 2,820円 2,470円 2,120円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	徳島県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	徳島県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	香川県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円)	香川県の区域
	2 類	10,620円 9,560円 8,500円 7,430円 6,370円	香川県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,620円 9,560円 8,500円 7,430円 6,370円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	香川県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 10,620円 9,560円 8,500円 7,430円 6,370円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	香川県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	愛媛県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,550円 3,200円 2,840円 2,490円 2,130円)	愛媛県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,750円 2,480円 2,200円 1,930円 1,650円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,550円 3,200円 2,840円 2,490円 2,130円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	愛媛県の区域

都道府県名	愛媛県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
そ ば	2 類	2,080円 1,870円 1,660円 1,460円 1,250円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,790円 5,210円 4,630円 4,050円 3,470円 2,080円 1,870円 1,660円 1,460円 1,250円 うち免税対象農業者に係るもの 5,980円 5,380円 4,780円 4,190円 3,590円 2,080円 1,870円 1,660円 1,460円 1,250円)										愛媛県の区域
	3 類 4 類	夏そば 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,170円 4,650円 4,140円 3,620円 3,100円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円 うち免税対象農業者に係るもの 5,360円 4,820円 4,290円 3,750円 3,220円 1,460円 1,310円 1,170円 1,020円 880円) 秋そば 2,080円 1,870円 1,660円 1,460円 1,250円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 5,790円 5,210円 4,630円 4,050円 3,470円 2,080円 1,870円 1,660円 1,460円 1,250円 うち免税対象農業者に係るもの 5,980円 5,380円 4,780円 4,190円 3,590円 2,080円 1,870円 1,660円 1,460円 1,250円)										愛媛県の区域

備考：

1. この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。

2. この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。

3. この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	福岡県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,840円 1,660円 1,470円 1,290円 1,100円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,480円 3,130円 2,780円 2,440円 2,090円 1,840円 1,660円 1,470円 1,290円 1,100円 うち免税対象農業者に係るもの 3,550円 3,200円 2,840円 2,490円 2,130円 1,840円 1,660円 1,470円 1,290円 1,100円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,540円 4,090円 3,630円 3,180円 2,720円)	福岡県の区域
	3 類	5,340円 4,810円 4,270円 3,740円 3,200円	福岡県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,840円 1,660円 1,470円 1,290円 1,100円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,480円 3,130円 2,780円 2,440円 2,090円 1,840円 1,660円 1,470円 1,290円 1,100円 うち免税対象農業者に係るもの 3,550円 3,200円 2,840円 2,490円 2,130円 1,840円 1,660円 1,470円 1,290円 1,100円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,540円 4,090円 3,630円 3,180円 2,720円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,340円 4,810円 4,270円 3,740円 3,200円	福岡県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によってはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 5,340円 4,810円 4,270円 3,740円 3,200円	福岡県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	佐賀県		
共済目的の 種類	農業保険法第153条第 1項の農林水産大臣が 定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用 となる地域
大 豆	1 類	1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,230円 2,910円 2,580円 2,260円 1,940円 1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円 うち免税対象農業者に係るもの 3,300円 2,970円 2,640円 2,310円 1,980円 1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,960円 4,460円 3,970円 3,470円 2,980円)	佐賀県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,230円 2,910円 2,580円 2,260円 1,940円 1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円 うち免税対象農業者に係るもの 3,300円 2,970円 2,640円 2,310円 1,980円 1,560円 1,400円 1,250円 1,090円 940円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,960円 4,460円 3,970円 3,470円 2,980円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	佐賀県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	長崎県		
共済目的の 種類	農業保険法第153条第 1項の農林水産大臣が 定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用 となる地域
ばれいしょ	7 類	162,870円 146,580円 130,300円 114,010円 97,720円	長崎県の区域
	8 類	90,830円 81,750円 72,660円 63,580円 54,500円	長崎県の区域
	10 類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 162,870円 146,580円 130,300円 114,010円 97,720円 秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 90,830円 81,750円 72,660円 63,580円 54,500円	長崎県の区域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円)	長崎県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,720円 2,450円 2,180円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	長崎県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	熊本県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,420円 3,080円 2,740円 2,390円 2,050円 1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 うち免税対象農業者に係るもの 3,490円 3,140円 2,790円 2,440円 2,090円 1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,220円 3,800円 3,380円 2,950円 2,530円)	熊本県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,420円 3,080円 2,740円 2,390円 2,050円 1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 うち免税対象農業者に係るもの 3,490円 3,140円 2,790円 2,440円 2,090円 1,870円 1,680円 1,500円 1,310円 1,120円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 4,220円 3,800円 3,380円 2,950円 2,530円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	熊本県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	大分県		
共済目的の 種類	農業保険法第153条第 1項の農林水産大臣が 定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用 となる地域
大 豆	1 類	1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,380円 3,040円 2,700円 2,370円 2,030円 1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円 うち免税対象農業者に係るもの 3,450円 3,110円 2,760円 2,420円 2,070円 1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,120円 3,710円 3,300円 2,880円 2,470円)	大分県の区域
	3 類	4,330円 3,900円 3,460円 3,030円 2,600円	大分県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 3,380円 3,040円 2,700円 2,370円 2,030円 1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円 うち免税対象農業者に係るもの 3,450円 3,110円 2,760円 2,420円 2,070円 1,850円 1,670円 1,480円 1,300円 1,110円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,120円 3,710円 3,300円 2,880円 2,470円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 4,330円 3,900円 3,460円 3,030円 2,600円	大分県の区域
	9 類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆又は農業保険法施行規則第140条第6項第3号に規定する書類によつてはその品種ごとの収穫量が明確に区分できない黒大豆 4,330円 3,900円 3,460円 3,030円 2,600円	大分県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	宮崎県											
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲										左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,720円 5,150円 4,580円 4,000円 3,430円)										宮崎県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,790円 2,510円 2,230円 1,950円 1,670円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,860円 2,570円 2,290円 2,000円 1,720円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 5,720円 5,150円 4,580円 4,000円 3,430円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円										宮崎県の区域

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	鹿児島県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
大 豆	1 類	1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。)第2条第4項に規定する対象農業者(同法第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の申請をする者に限る。以下「対象農業者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,520円 3,170円 2,820円 2,460円 2,110円)	鹿児島県の区域
	6 類 7 類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 (対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 2,640円 2,380円 2,110円 1,850円 1,580円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 うち免税対象農業者に係るもの 2,710円 2,440円 2,170円 1,900円 1,630円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、 3,520円 3,170円 2,820円 2,460円 2,110円) 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆 4,530円 4,080円 3,620円 3,170円 2,720円 乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆 2,340円 2,110円 1,870円 1,640円 1,400円	鹿児島県の区域
さとうきび		基準糖度が13.1度である組合員等 5,680円 5,110円 4,540円 3,980円 3,410円 (砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。)第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号に掲げる要件に該当する生産者(同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金の対象甘味資源作物生産者に限る。以下「対象甘味生産者」という。)であって、当該交付金の交付を受けるものが耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあっては、 うち課税対象甘味生産者に係るもの 21,690円 19,520円 17,350円 15,180円 13,010円 5,680円 5,110円 4,540円 3,980円 3,410円 うち免税対象甘味生産者に係るもの 22,540円 20,290円 18,030円 15,780円 13,520円 5,680円 5,110円 4,540円 3,980円 3,410円) 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 2 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 3	鹿児島県の区域

別記１：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、5,680円から40円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
（課税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、21,690円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

（免税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、22,540円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記２：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、5,680円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
（課税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、21,690円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

（免税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、22,540円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記３：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、6,160円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
（課税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、22,170円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

（免税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、23,020円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考：

- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「課税対象甘味生産者」とは、対象甘味生産者のうち、免税対象甘味生産者以外のものをいう。
- この表において「免税対象甘味生産者」とは、対象甘味生産者のうち、糖価調整法第20条第2項の規定に基づき農林水産大臣が定める甘味資源作物交付金の単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、さとうきびについては1,000キログラム当たりとする。
- この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成30年産から令和6年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

都道府県名	沖縄県		
共済目的の種類	農業保険法第153条第1項の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	左に掲げる金額が適用となる地域
さとうきび		基準糖度が13.1度である組合員等 22,540円 20,290円 18,030円 15,780円 13,520円 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 2 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 3	沖縄県の区域のうち 粟国村、伊江村、 伊平屋村、多良間 村、竹富町及び 与那国町の区域
		基準糖度が13.1度である組合員等 5,680円 5,110円 4,540円 3,980円 3,410円 （砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号）第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「糖価調整法」という。）第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付の申請をする者であり、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号に掲げる要件に該当する生産者（同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金の対象甘味資源作物生産者に限る。以下「対象甘味生産者」という。）であって、当該交付金の交付を受けるものが耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあっては、 うち課税対象甘味生産者に係るもの 21,690円 19,520円 17,350円 15,180円 13,010円 5,680円 5,110円 4,540円 3,980円 3,410円 うち免税対象甘味生産者に係るもの 22,540円 20,290円 18,030円 15,780円 13,520円 5,680円 5,110円 4,540円 3,980円 3,410円 ） 基準糖度が13.1度に満たない組合員等 別 記 4 基準糖度が13.1度を超え14.3度以下である組合員等 別 記 5 基準糖度が14.3度を超える組合員等 別 記 6	沖縄県の区域のうち 粟国村、伊江村、 伊平屋村、多良間 村、竹富町及び 与那国町以外の 区域

別記1：
 組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、22,540円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記2：
 組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、22,540円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記3：
 組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、23,020円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記４：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、5,680円から40円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
（課税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、21,690円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

（免税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度下回るごとに、22,540円から140円を差し引いて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記５：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、5,680円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
（課税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、21,690円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

（免税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.1度を0.1度上回るごとに、22,540円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記６：

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、6,160円に40円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額のほかに、以下の金額を追加する。
（課税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、22,170円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

（免税対象甘味生産者の場合）

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.3度を0.1度上回るごとに、23,020円に140円を加えて得た額及び当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考：

- この表において「課税対象甘味生産者」とは、対象甘味生産者のうち、免税対象甘味生産者以外のものをいう。
- この表において「免税対象甘味生産者」とは、対象甘味生産者のうち、糖価調整法第20条第2項の規定に基づき農林水産大臣が定める甘味資源作物交付金の単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第19条第1項に規定する甘味資源作物交付金が交付されるものをいう。
- この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。
- この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成30年産から令和6年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第11条第1項に規定する組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。